

分析結果報告書

日本メンテナ株式会社
大阪市北區西心月7番14号

試験責任者 戸上 聡

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

上記採取試料の分析結果は次の通りです。

[illegible]

分析結果報告書

試料名:	丹波西部 高区系
採取場所:	防災センター 4-2 (安井)
試料の種類:	浄水
採取日:	令和8年7月14日
採取時刻:	09:35
分析項目:	下記9項目
分析日:	令和8年7月14日 ~ 令和8年7月21日
採取者:	依頼者サンプリング
気温:	28.0 ℃ ; 水温: 25.0 ℃
遊離残留塩素:	0.6 mg/L

上記採取試料の分析結果は次の通りです。

項目名		分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値		
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	――― mg/L	0.0005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	10.1 mg/L	200mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.5 mg/L	3mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.38	5.8以上8.6以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること
16	3,4-ジクロロエチレン及び1,1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――	
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
―――		―――		―――		―――					
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。									

項目名		分析結果	基準値	項目名		分析結果	基準値	項目名		分析結果	基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	――― mg/L	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	10.2 mg/L	200mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.5 mg/L	3mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.29	5.8以上8.6以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度	5度以下であること
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.4 度	2度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――	
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
―――	―――	―――	―――	―――	―――						
判定 上記検査結果について、水質基準に適合。											

分析結果報告書



水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名		分析結果	基準値	項目名		分析結果	基準値	項目名		分析結果	基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	――― mg/L	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	10.1 mg/L	200mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.5 mg/L	3mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.39	5.8以上8.6以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること
16	ジ-1,2-ジクロロエチレン及びヒキサ-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――	
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
―――		―――		―――		―――					

判 定

上記検査結果について、水質基準に適合。

分析結果報告書

文部科学省

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名			分析結果	基準値	項目名			分析結果	基準値	項目名			分析結果	基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下			
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	――― mg/L	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下			
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	10.1 mg/L	200mg/L以下			
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下			
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下			
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下			
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下			
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下			
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.6 mg/L	3mg/L以下			
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.33	5.8以上8.6以下			
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと			
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと			
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること			
16	1,2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること			
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――				
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」						
―――	―――	―――	―――	―――	―――	―――								

判定 上記検査結果について、水質基準に適合。

分析結果報告書

日市ノ
ナス
ニヤ
蘇子
心
ザ

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名		分析結果	基準値	項目名		分析結果	基準値	項目名		分析結果	基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	――― mg/L	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	5.5 mg/L	200mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L 未満	3mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.03	5.8以上8.6以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること
16	2,4-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――	
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
―――	―――	―――	―――	―――	―――	―――	―――				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。									

分析結果報告書

項目名			分析結果	基準値	項目名			分析結果	基準値	項目名			分析結果	基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下			
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	――― mg/L	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下			
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	11.1 mg/L	200mg/L以下			
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下			
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下			
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下			
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	0.000004 mg/L	0.00001mg/L以下			
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下			
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.6 mg/L	3mg/L以下			
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	プロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.46	5.8以上8.6以下			
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと			
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと			
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること			
16	1,1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること			
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――				
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」						
―――	―――	―――	―――	―――	―――	―――								
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。													

分析結果報告書

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名			分析結果	基準値	項目名			分析結果	基準値	項目名			分析結果	基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下			
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	――― mg/L	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下			
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	6.9 mg/L	200mg/L以下			
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下			
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下			
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下			
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下			
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下			
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.5 mg/L	3mg/L以下			
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.35	5.8以上8.6以下			
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと			
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと			
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること			
16	ジエチレングリコール-1,2-ジクロロエチレン及びトリオール-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること			
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――				
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」						
―――			―――	―――			―――							

判定

上記検査結果について、水質基準に適合。

分析結果報告書



項目名			分析結果	基準値	項目名			分析結果	基準値	項目名			分析結果	基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下			
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	――― mg/L	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下			
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	5.8 mg/L	200mg/L以下			
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下			
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下			
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下			
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下			
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下			
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.5 mg/L	3mg/L以下			
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	プロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.78	5.8以上8.6以下			
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと			
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと			
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること			
16	1,2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること			
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――				
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」						
―――			―――	―――			―――							
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。												

分析結果報告書



項目名		分析結果	基準値	項目名		分析結果	基準値	項目名		分析結果	基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	――― mg/L	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	9.9 mg/L	200mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.42	5.8以上8.6以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること
16	1,1,2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――	
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
―――	―――	―――	―――	―――	―――	―――	―――				
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書

項目名			分析結果			基準値			項目名			分析結果			基準値		
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下						
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	――― mg/L	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下						
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	4.3 mg/L	200mg/L以下						
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下						
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下						
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下						
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下						
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下						
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下						
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下						
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L 未満	3mg/L以下						
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	6.40	5.8以上8.6以下						
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと						
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと						
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること						
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びビス-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること						
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――							
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」									
―――	―――	―――	―――	―――	―――	―――	―――										
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。																

分析結果報告書

項目名			分析結果	基準値	項目名			分析結果	基準値	項目名			分析結果	基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下			
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	――― mg/L	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下			
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	6.1 mg/L	200mg/L以下			
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下			
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下			
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下			
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下			
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下			
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.6 mg/L	3mg/L以下			
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.49	5.8以上8.6以下			
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと			
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと			
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること			
16	3,4-1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること			
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――				
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下							
―――			―――	―――			検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」							
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。												

分析結果報告書

日本メンテナンス株式会社
大阪市北区西成7番14号

試験責任者 戸上 聡

試料名:	三ノ宮 西田系		
採取場所:	三ノ宮郵便局		
試料の種類:	浄水		
採取日:	令和8年7月14日		
採取時刻:	09:20		
分析項目:	下記9項目		
分析日:	令和8年7月14日 ~ 令和8年7月21日		
採取者:	依頼者サンプリング		
気温:	31.0 ℃	水	温: 25.0 ℃
遊離残留塩素:	0.9 mg/L		

項目名			分析結果			基準値			項目名			分析結果			基準値			項目名			分析結果			基準値		
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下															
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	――― mg/L	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下															
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	5.9 mg/L	200mg/L以下															
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下															
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下															
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下															
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下															
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下															
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下															
10	シアニ化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下															
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.6 mg/L	3mg/L以下															
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.46	5.8以上8.6以下															
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと															
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと															
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度未満	5度以下であること															
16	3,4-ジクロロエチレン及び1,1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度未満	2度以下であること															
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――																
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下																			
								検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」																		
判定			上記検査結果について、水質基準に適合。																							

分析結果報告書

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

[illegible]

分析結果報告書

項目名			分析結果	基準値	項目名			分析結果	基準値	項目名			分析結果	基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下			
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	――― mg/L	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下			
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	6.5 mg/L	200mg/L以下			
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下			
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下			
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下			
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下			
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下			
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.5 mg/L	3mg/L以下			
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.82	5.8以上8.6以下			
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと			
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと			
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること			
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること			
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――				
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」						
―――	―――			―――	―――									
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。												

分析結果報告書



水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名		分析結果	基準値	項目名		分析結果	基準値	項目名		分析結果	基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	――― mg/L	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	7.1 mg/L	200mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.7 mg/L	3mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― .mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	8.06	5.8以上8.6以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること
16	3,4-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――	
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
―――		―――		―――		―――					
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。									

分析結果報告書



水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名		分析結果	基準値	項目名		分析結果	基準値	項目名		分析結果	基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	――― mg/L	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	5.7 mg/L	200mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.5 mg/L	3mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	プロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.53	5.8以上8.6以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること
16	1,1-2,2-ジクロロエチレン及び1,1,1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――	
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
―――		―――		―――		―――					

判定
上記検査結果について、水質基準に適合。

分析結果報告書

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名			分析結果	基準値	項目名			分析結果	基準値	項目名			分析結果	基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下			
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	――― mg/L	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下			
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	9.1 mg/L	200mg/L以下			
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下			
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下			
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下			
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下			
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下			
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.5 mg/L	3mg/L以下			
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.51	5.8以上8.6以下			
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと			
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと			
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること			
16	3,5-1,2-ジクロロエチレン及び3,5-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること			
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――				
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」						
―――	―――	―――	―――	―――	―――	―――								
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。													

分析結果報告書



項目名			分析結果	基準値	項目名			分析結果	基準値	項目名			分析結果	基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下			
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	――― mg/L	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下			
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	5.1 mg/L	200mg/L以下			
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下			
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下			
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下			
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下			
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下			
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下			
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.26	5.8以上8.6以下			
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと			
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと			
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること			
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること			
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――				
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」						
―――	―――	―――	―――	―――	―――	―――								
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。													

分析結果報告書

試料名:	丹波中央 わらび系
採取場所:	北久保公民館
試料の種類:	浄水
採取日:	令和8年7月14日
採取時刻:	10:30
分析項目:	下記9項目
分析日:	令和8年7月14日 ~ 令和8年7月21日
採取者:	依頼者サンプリング
気温:	28.0 ℃ ; 水温: 28.0 ℃
遊離残留塩素:	0.4 mg/L

上記採取試料の分析結果は次の通りです。

項目名		分析結果	基準値	項目名		分析結果	基準値	項目名		分析結果	基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	――― mg/L	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	9.1 mg/L	200mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.5 mg/L	3mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.55	5.8以上8.6以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――	
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
―――		―――		―――		―――					

判定 上記検査結果について、水質基準に適合。

分析結果報告書



水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名			分析結果			基準値			項目名			分析結果			基準値			項目名			分析結果			基準値																																																																																																																																																																																																												
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下	2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	――― mg/L	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下	3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	6.2 mg/L	200mg/L以下	4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下	5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下	6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下	7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下	8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下	9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下	12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.48	5.8以上8.6以下	13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと	14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと	15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること	16	3,4-1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること	17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――		18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				―――			―――	―――			―――					
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	6.2 mg/L	200mg/L以下	4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下	5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下	6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下	7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下	8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下	9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下	12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.48	5.8以上8.6以下	13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと	14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと	15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること	16	3,4-1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること	17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――		18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				―――			―――	―――			―――																													
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下	5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下	6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下	7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下	8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下	9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下	12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.48	5.8以上8.6以下	13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと	14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと	15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること	16	3,4-1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること	17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――		18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				―――			―――	―――			―――																																									
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下	6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下	7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下	8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下	9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下	12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.48	5.8以上8.6以下	13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと	14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと	15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること	16	3,4-1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること	17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――		18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				―――			―――	―――			―――																																																					
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下	7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下	8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下	9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下	12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.48	5.8以上8.6以下	13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと	14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと	15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること	16	3,4-1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること	17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――		18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				―――			―――	―――			―――																																																																	
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下	8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下	9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下	12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.48	5.8以上8.6以下	13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと	14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと	15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること	16	3,4-1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること	17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――		18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				―――			―――	―――			―――																																																																													
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下	9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下	12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.48	5.8以上8.6以下	13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと	14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと	15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること	16	3,4-1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること	17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――		18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				―――			―――	―――			―――																																																																																									
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下	12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.48	5.8以上8.6以下	13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと	14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと	15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること	16	3,4-1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること	17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――		18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				―――			―――	―――			―――																																																																																																					
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下	12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.48	5.8以上8.6以下	13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと	14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと	15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること	16	3,4-1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること	17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――		18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				―――			―――	―――			―――																																																																																																																	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下	12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.48	5.8以上8.6以下	13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと	14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと	15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること	16	3,4-1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること	17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――		18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				―――			―――	―――			―――																																																																																																																													
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.48	5.8以上8.6以下	13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと	14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと	15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること	16	3,4-1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること	17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――		18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				―――			―――	―――			―――																																																																																																																																									
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと	14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと	15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること	16	3,4-1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること	17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――		18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				―――			―――	―――			―――																																																																																																																																																					
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと	15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること	16	3,4-1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること	17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――		18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				―――			―――	―――			―――																																																																																																																																																																	
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること	16	3,4-1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること	17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――		18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				―――			―――	―――			―――																																																																																																																																																																													
16	3,4-1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること	17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――		18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				―――			―――	―――			―――																																																																																																																																																																																									
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――		18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				―――			―――	―――			―――																																																																																																																																																																																																					
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」																																																																																																																																																																																																																												
―――			―――	―――			―――																																																																																																																																																																																																																													

判定
上記検査結果について、水質基準に適合。

分析結果報告書

日本メンテナンス株式会社
大阪市北區7番14号

試験責任者 戸上 聡

試料名:	和知中央 市場系
採取場所:	中山公民館
試料の種類:	浄水
採取日:	令和8年7月14日
採取時刻:	11:05
分析項目:	下記9項目
分析日:	令和8年7月14日 ~ 令和8年7月21日
採取者:	依頼者サンプリング
気温:	32.0 ℃ ; 水温: 24.0 ℃
遊離残留塩素:	0.5 mg/L

[illegible]

分析結果報告書

日本メンテナンス株式会社
大阪府北区西成7番14号

試験責任者 戸上 聡

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

上記採取試料の分析結果は次の通りです。

項目名			分析結果			基準値			項目名			分析結果			基準値		
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下						
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	――― mg/L	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下						
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	6.6 mg/L	200mg/L以下						
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下						
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下						
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下						
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下						
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下						
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下						
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下						
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下						
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.64	5.8以上8.6以下						
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと						
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと						
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること						
16	1,1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること						
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――							
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」									
―――			―――			―――											
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。															

分析結果報告書

A red square seal impression, likely the official seal of the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT) of Japan, located at the bottom right of the page.

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名		分析結果	基準値	項目名		分析結果	基準値	項目名		分析結果	基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	――― mg/L	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	6.5 mg/L	200mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.5 mg/L	3mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.59	5.8以上8.6以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること
16	3,5-1,2-ジクロロエチレン及び3,5,4,1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――	
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
―――	―――	―――	―――	―――	―――	―――	―――				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。									

分析結果報告書

項目名		分析結果	基準値	項目名		分析結果	基準値	項目名		分析結果	基準値
1	一般細菌	2 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	――― mg/L	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	6.6 mg/L	200mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジプロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.61	5.8以上8.6以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること
16	3,4-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――	
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
―――		―――		―――		―――					
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。									

分析結果報告書

日本メンテナンストレーディング株式会社
大阪市北区西成区7番14号

試験責任者 戸上 聡

試料名：	広瀬
採取場所：	広瀬公民館
試料の種類：	浄水
採取日：	令和8年7月14日
採取時刻：	10:05
分析項目：	下記9項目
分析日：	令和8年7月14日 ~ 令和8年7月21日
採取者：	依頼者サンプリング
気温：	31.0 ℃ ; 水温： 25.0 ℃
遊離残留塩素：	1.0 mg/L

項目名			分析結果	基準値	項目名			分析結果	基準値	項目名			分析結果	基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下			
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	――― mg/L	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下			
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	6.1 mg/L	200mg/L以下			
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下			
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下			
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下			
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下			
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下			
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.6 mg/L	3mg/L以下			
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.63	5.8以上8.6以下			
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと			
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと			
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること			
16	3,4-ジクロロエチレン及び1,1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること			
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――				
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」						
―――			―――	―――			―――							
判 定	上記検査結果について、水質基準に適合。													

分析結果報告書

文部科学省

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

上記採取試料の分析結果は次の通りです。

項目名		分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値		
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	――― mg/L	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	7.3 mg/L	200mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.69	5.8以上8.6以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びビス-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――	
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
―――		―――		―――		―――					
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。									

分析結果報告書

A red square seal impression, likely the official seal of the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT) of Japan, located at the bottom right of the page.

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名			分析結果			基準値			項目名			分析結果			基準値		
1	一般細菌	0 /mL	1mLの水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下						
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	――― mg/L	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下						
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	7.4 mg/L	200mg/L以下						
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下						
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下						
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下						
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下						
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下						
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下						
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下						
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L	3mg/L以下						
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.73	5.8以上8.6以下						
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと						
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと						
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること						
16	1,2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること						
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――							
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」									
―――			―――	―――			―――										

判定

上記検査結果について、水質基準に適合。